

水産物に係る 海域指定と施設認定

2023年9月29日

農林水産省 輸出・国際局

規制対策グループ

日本からの水産物・水産加工品の輸出に必要な手続 ～欧米、中東等～

- 輸出先国・地域からこの他にも手続きを求められる場合があるため、輸出先国・地域の当局に事前に必要な手続をご確認ください。
- 特定のマグロ類等、メロを輸出する際は漁獲証明書の添付が必要です。 

国・地域	施設認定	衛生証明書		放射性物質 関係証明書	その他
EU	要	要	食品衛生・動物衛生	—	漁獲証明書又は加工証明書が必要(一部を除く) 二枚貝は海域指定あり。
ロシア	要	要	食品衛生・動物衛生	—	
ウクライナ	要	要	食品衛生・動物衛生	—	
アメリカ合衆国	要※	—		—	エビ類は証明書が必要 非加熱の二枚貝(ホタテ貝柱を除く)は輸出不可 二枚貝は海域指定あり。
ブラジル	要	要	食品衛生、動物衛生の2種類	—	
メキシコ	—	要	食品衛生		
ペルー、 サウジアラビア、 ナイジェリア	要	要	食品衛生	—	
カタール、ヨルダン	—	要	食品衛生	—	
オーストラリア	要	要	動物衛生：魚類 今後、二枚貝にも拡大する予定	—	カキは原産地証明書が必要
ニュージーランド	要	要	食品衛生：水産物全般 動物衛生：二枚貝	—	

※ 国や登録認定機関による認定でなくとも、米国規則に適合していることを輸入者に証明することができれば輸出することが可能

日本からの水産物・水産加工品の輸出に必要な手続 ～アジア～

- 輸出先国・地域からこの他にも手続きを求められる場合があるため、輸出先国・地域の当局に事前に必要な手続をご確認ください。
- 特定のマグロ類等、メロを輸出する際は漁獲証明書の添付が必要です。 

国・地域	施設認定	衛生証明書	放射性物質 関係証明書	その他
中国	要	要 食品衛生：活、活以外 動物衛生：活	要	サケ類は漁獲証明書が必要
韓国	要 冷凍魚類の頭部・ 内臓のみ	要 食品衛生：冷凍魚類の頭部・内臓 動物衛生：一部の水産物	要	
台湾	— 2024年1月1日以降、 施設認定が必要	要 食品衛生：貝類 2024年1月1日以降、対象拡大。	要	一部の活水産動物は 動物衛生証明書が必要
香港	—	要 食品衛生：モクズガニ	要(5県)	
ベトナム	要 ベトナムで消費される 水産物のみ	要 食品衛生	—	
シンガポール	要 フグ	要 食品衛生：フグ、活カキ	—	冷凍カキ、冷凍カニ肉等 は衛生証明書が必要 活カキは海域指定あり。
マレーシア	—	要 食品衛生：エビ、カニ	—	
インドネシア	要	要 食品衛生・動物衛生	—	
タイ	要 農水省からGMP証明 書を発行する場合は 必要	— 販売目的で輸出する場合は GMP証明書(ISO22000、FSSC 22000、農水省発行等)が必要	—	輸出申告書、輸出許可 書、原産地証明書等の いずれか必要。(調整品除く)
インド	要	要 食品衛生	—	

二枚貝の生産海域の指定

- EUや米国等の一部の輸出先国・地域に二枚貝を輸出するためには、**生産海域の指定**等が必要。

海域指定の状況（令和5年9月6日現在）

品目	輸出先国	指定主体
ホタテ	EU等※	北海道（7海域）、青森県（2海域）
カキ	EU等※	広島県（1海域）
生きたカキ	シンガポール	宮城県、三重県、大分県、広島県、福岡県、北海道

※英国、スイス、ノルウェーを含む。

米国向け二枚貝

- 海域指定の前提となる「貝類衛生プログラム」を作成中。
- 現時点では、加熱加工されていない二枚貝は輸出不可（ほたての貝柱を除く。）

輸出施設（食品加工施設等）の認定

- 水産食品を輸出するために、輸出先国・地域から、自国が定める構造設備や衛生管理の基準に適合する**加工施設等を認定**するよう求められる場合がある。
- EUをはじめ輸出先国・地域によっては、対象となる施設が広範囲にわたる。
- 施設の認定を受けるためには、国や都道府県等による製品の検査、施設の定期的な検査等を受けることが求められる場合がある。

施設認定に求められる要件の例

- HACCPによる衛生管理が行われていること
- 輸出先国が求める施設の構造基準（作業の動線、床や壁の材質等）に適合していること
- 認定を受けた養殖場からの原材料を用いていること
- 養殖水産物中の残留物質や微生物の検査を行うこと

主要国向け輸出施設数（令和5年9月6日現在）

輸出先国	輸出施設数		認定主体
	水産全体	ホタテ	
アメリカ	575	72	登録認定機関、厚労省、都道府県等
EU等※1	112※2	25	農水省、厚労省、都道府県等
中国	965	217※3	厚労省、都道府県等
ベトナム	799	130	都道府県
ブラジル	49	11	厚労省

※1：英国、スイス、ノルウェーを含む。 ※2：最終加工施設のみ。

※3：認定区分が「二枚貝」となっているため、ホタテの主産地である北海島と青森県の「二枚貝」の施設をホタテ取扱加工施設とみなした。



EU向け：施設認定

英国、欧州連合、スイス及びノルウェー
向け輸出水産食品の取扱要綱
(農林水産省HP)



認定を受ける必要がある施設

- ・ 処理、加工、製造、保管を行う施設
- ・ その他、フードチェーンに関わる施設
(漁船、養殖場等) ごとに認定が必要



二枚貝については指定された生産海域[※]
で生産されたものであること

※ 北海道、青森県及び広島県の一部
海域

手続き

処理、加工、製造、保管を行う施設の場合

申請先：① 農林水産省輸出・国際局、又は
② 厚生労働省地方厚生局等

提出書類：

- ・ 施設の構造・設備に関する資料
- ・ 製品に関する資料
- ・ 自主検査体制に関する資料
- ・ 衛生管理等に関する資料
- ・ HACCPに関する資料 (HACCPプラン、
危害分析表、モニタリング記録等) 等

- 書類審査のほか、現地審査を実施。
- 認定後、定期的に (4か月に1回以上)
要件を満たしているか確認を実施。

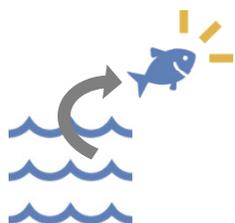
EU向け：公的機関によるモニタリング

英国、欧州連合、スイス及びノルウェー
向け輸出水産食品の取扱要綱
(農林水産省HP)



- EU向けに養殖魚介類を使った水産食品やホタテ貝等の二枚貝を輸出する場合には、公的機関（国や都道府県等）によるモニタリングが必要。

水産物の残留物質等モニタリング



認定された養殖場や加工施設で、農林水産省又は都道府県の職員が養殖魚をサンプリング。

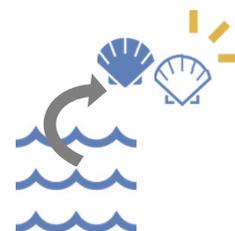


検査機関で、次の項目からランダムに検査を実施。

- ・ステロイド
- ・染料
- ・抗菌剤
- ・駆虫剤
- ・ハロゲン系難分解性有機汚染物質
- ・重金属
- ・ニトロフラン
- ・殺生物剤
- ・抗炎症物質
- ・鎮静剤
- ・農薬

など

二枚貝の生産海域のモニタリング



以下を定期的に調査。

生産海域

- ・毒素産生性プランクトンの発生状況
- ・環境汚染物質による汚染状況

二枚貝

- ・大腸菌、サルモネラ、生物毒素



モニタリングの結果、貝の衛生基準値を超えている場合又はその他公衆衛生上問題となる可能性がある場合、当該海域は閉鎖され、二枚貝の採捕が禁止される。

米国向け：施設認定

アメリカ合衆国向け輸出水産食品の
取扱要綱

(農林水産省HP)



認定を受ける必要がある施設

- ・ 処理、加工、製造、保管を行う施設
- ・ その他、輸出に至るフードチェーン全体の認定が必要



加熱加工されていない二枚貝は輸出不可
※ ホタテの貝柱を除く。

手続き

申請先：① 厚生労働省地方厚生局等、又は
② (一社)日本食品認定機構

提出書類：

- ・ 製品説明書
- ・ 製品に関する資料
- ・ HACCPに関する資料 (HACCPプラン、
危害分析表等)
- ・ HACCPチーム編成表
- ・ 工程フローチャート・工程説明書
- ・ 衛生標準作業手順書
- ・ 工場内の人及び製品の動線等の図面

等

- 書類審査のほか、現地審査を実施。
- 認定後、定期的に要件を満たしているか
確認を実施。

ベトナム向け：施設認定



認定を受ける必要がある施設

- ・ 最終加工施設※
※ベトナムで加工して第三国に輸出する水産物の場合、最終加工施設の施設認定は不要。
- ・ 以下の処理のうち1つでも行っている施設
 - － 頭尾の切り落とし・内臓の除去、ファイル等の処理
 - － 乾燥、加熱等の処理
 - － 食品に接触する包装処理

手続き

認定要件：食品衛生法に基づく営業許可や営業届出等を行っていること

申請先：都道府県水産部局

提出書類：

- ・ 認定要件が確認できる書類（営業許可証等）
 - ・ 製品の加工工程に関するフローチャート
 - ・ 施設の平面図
- 日本からベトナム政府への登録が必要。



令和6年1月1日から新規制が施行され、台湾向けに輸出される水産食品に関して、**台湾から施設の承認を受ける必要**があり、**衛生証明書の添付の義務づけが予定**されています。

詳しくは、農林水産省HPをご覧ください。



台湾向け輸出水産食品の
施設認定及び衛生証明書の
添付の義務づけについて



認定を受ける必要がある施設

- 水産食品の供給過程に関わる以下の施設
(第三国の施設は、第三国当局が申請する必要有)
- ・ 養殖施設 (海面、陸上)
 - ・ 加工施設 (加工には、洗浄・内臓の除去・凍結処理・包装等を含む。)
 - ・ 保管施設 (冷凍庫、冷蔵庫、倉庫)
 - ・ 水産食品の製造加工船 (もっぱら漁獲又は運搬を行う船舶を除く。)
- 新規制施行までに台湾に水産食品の輸出実績がある施設については、農水省を通じて台湾政府に施設情報を提供し、台湾政府が承認すれば、新規制施行以降も輸出を継続できる。